

◀無償化による給付を受けるために必要な認定申請書類②▶

※満3歳以上3歳児未満の小学校入学前子ども

無償化による給付を受けるためには、認定申請をする必要があります。保育要件のある世帯で、かつ住民税非課税世帯の場合と、それ以外の場合で、必要な書類と無償化の範囲が異なります。すべての世帯が通常の保育料（上限：25,700円）が無償化の対象になり、保育要件のある世帯で住民税非課税世帯の場合は、通常の保育料に加え、預かり保育（上限：16,300円、利用日数×450円）も無償化の対象となります。認定申請に必要な書類は、下記のとおりです。ご不明な点は、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

1 保育要件のある世帯で、かつ住民税非課税世帯

★全世帯に共通の様式：子育てのための施設等利用給付認定（第2号・第3号）申請書

★市で税情報が確認できない場合に必要な書類：所得課税証明書

なお、添付書類の「就労証明書」については、必ず事業主（雇用主）が作成したものを提出してください。

(1) 共働き世帯

※就労時間の下限
月48時間以上の就労が必要
（目安として月12日以上、1日4時間以上の就労）

※出産に伴う休暇を取得する方については、産前休暇から産後12ヶ月の期間に限る。

現に就労中の方

<雇用されている方>
会社員、公務員、パート、アルバイトの方

※添付書類
父：就労証明書
母：就労証明書

<自営業等の方>
自営業、農業、内職の方

※添付書類の例
父（自営）：就労証明書+確定申告書又は営業許可証又は個人事業の開業届等の写し
母（会社員）：就労証明書

出産に伴う休暇の方（産前休暇から産後12ヶ月の期間にある方）

※添付書類の例
父：（就労証明書）又は（就労証明書+確定申告書又は営業許可証又は個人事業の開業届等の写し）
母：家庭内保育困難申立書+母子手帳の写し（保護者の氏名と出産（予定）日が記入されたページ）

(2) 専業主婦の世帯で出産前後の期間にある世帯

※出産予定日の5か月前から産後12ヶ月の期間にある方

※添付書類の例
父：（就労証明書）又は（就労証明書+確定申告書又は営業許可証又は個人事業の開業届等の写し）
母：家庭内保育困難申立書+母子手帳の写し（保護者の氏名と出産（予定）日が記入されたページ）

(3) 保護者が在学中の世帯

※月12日以上かつ1日4時間以上の就学が必要

※添付書類の例
父：（就労証明書）又は（就労証明書+確定申告書又は営業許可証又は個人事業の開業届等の写し）

(4) 保護者が病気の世帯

※入院又は自宅療養の期間が1か月以上ある方
※自宅療養については、通院加療中で月12日以上かつ週12時間以上の安静が必要な方

※添付書類の例
父：（就労証明書）又は（就労証明書+確定申告書又は営業許可証又は個人事業の開業届等の写し）
母：家庭内保育困難申立書+診断書

(5) 保護者が障害をお持ちの世帯

※いずれかの手帳を所持されている方

- ・身体障害者手帳1級～4級
- ・療育手帳
- ・精神障害者福祉手帳

※添付書類の例
父：（就労証明書）又は（就労証明書+確定申告書又は営業許可証又は個人事業の開業届等の写し）
母：家庭内保育困難申立書+身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し

(6) 保護者が常時介護・看護している世帯

※治療に1か月以上の期間を要する方を月12日以上かつ48時間以上、介護・看護している方
※特別支援学校等の通学等に月12日以上かつ週12時間以上の付添をしている方

※添付書類の例
父：（就労証明書）又は（就労証明書+確定申告書又は営業許可証又は個人事業の開業届等の写し）
母：家庭内保育困難申立書+介護等が必要であることが分かる書類（診断書、介護保険証等の写し、在学証明書等）

(7) 保護者が求職中の世帯

※ただし、3ヶ月以内に就労することが必要

※添付書類の例
父：（就労証明書）又は（就労証明書+確定申告書又は営業許可証又は個人事業の開業届等の写し）
母：就労予定申立書

2 その他の世帯

★子育てのための施設等利用給付認定（第1号）申請書

【問合せ先】

亀山市子ども政策課保育サポートG TEL：0595-96-8822